(d)単一性国家から連邦制国家への移行に備えるための国家構造改革
(e)時宜を得た総選挙（その後、新憲法の下で選出された大統領の就任により、ハーディー大統領の現在の任期は終了する）

3. イエメンの全ての地域における若者による運動、女性グループを含む同国の全ての有権者に対し、政権移行における彼らの積極的及び建設的な関与を継続すること、並びに移行プロセスにおける今後の措置及び国民対話会議の勧告を実施するため、コンセンサスの精神を継続することを奨励し、また、ヒラーク南部運動、ホーシー運動及びその他の運動に対し、建設的に参加すること及び政治目的を達成するための暴力の使用を拒否することを要請する。

4. 財産回復法を導入するイエメン政府の計画を歓迎し、また、ドーヴィル・イニシアチブを通じたものを含め、これに関する国際的な協力を支持する。

5. 暴力を誘発すること及びイエメンの人々の平和的な変革に対する正当な願望を阻害することのためにメディアを利用することに対し懸念を表明する。

6. 二千十一年の人権侵害の申立てを調査するための委員会を設置するとともに、その調査は透明性及び独立性を有し、かつ国際基準に沿ったものでなければならないと述べている二千十二年共和国令一四〇の実施に向けた人権理事会決議一九／二九に従ったイエメン政府による措置を期待し、イエメン政府に対し同委員会のメンバーの早期任命のための期間を速やかに示すことを要請する。

7. 児童が、適用可能な国際法に違反して、引き続き武装集団及びイエメン政府軍によって徴用され、利用されていることに懸念を表明し、安全保障理事会決議第千六百十二号（二千五年）、同第千八百八十二号（二千九年）及び同第千九百九十八号（二千十一年）に沿って、イエメン政府軍における児童の徴用及び利用を停止並びに防止するための行動計画にイエメン政府が署名及び実施することを通じたものを含め、児童の徴用及び利用を終結及び防止するための国家的な努力の継続を要請し、武装集団に対し、監視及び報告の目的のために、管理下にある領域への国際連合職員の安全かつ妨げられないアクセスを許可することを要請する。

8. 国民対話会議の勧告を考慮しつつ、イエメンの国際的な義務及び約束に従い、適当な場合には最良の慣行に従って、移行期の正義及び国民和解に関する法律の早期採択を期待する。

9. 全ての当事者に対し、適用可能な国際人道法及び人権法を含む国際法の下での義務を遵守することを要請する。

更なる措置

10. ＧＣＣイニシアチブ及び実施メカニズム合意の当事者により合意された移行は、未だ完全には達成されていないことを強調し、全てのイエメン国民に対し、政権移行の実施を十分に尊重し、実施メカニズム合意の有用性を支持することを要請する。

11. 全ての加盟国は、この決議採択後の最初の一年間、遅滞なく、自国の領域内に存在する全ての資金、他の金融資産及び経済資源であって、下記19の規定に従い設置された委員会により指定された個人若しくは団体により、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する個人若しくは団体により、又はそれらにより所有され若しくは管理される団体により、直接的又は間接的に所有され又は管理されるものを凍結することを決定し、また、全ての加盟国は、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国の国民又はその領域内に所在するいかなる個人若しくは団体によっても、委員会により指定された個人又は団体の利益のために利用可能となることのないよう確保することを決定する。

12. 上記11の規定により課される措置は、関係する加盟国により次のとおり決定された資金、その他の金融資産又は経済資源には適用しないことを決定する。
(a)食糧、賃料又は住宅ローン、医薬品及び医療費、租税、保険料並びに公共料金のための支払いを含む基礎的な経費として必要であるもの又は法的役務の提供に関連して国内法に従って生じる妥当な専門手数料の支払い及び費用の払戻し若しくは凍結された資金、その他の金融資産及び経済資源の日常の保有若しくは維持のための国内法に基づく手数料若しくはサービス料のためのみに充てられる支払いとして必要なものであって、関係国によって委員会に対し、適当な場合に、そのような資金、その他の金融資産又は経済資源へのアクセスを認める意図が通知され、かつ、委員会がそのような通知がなされてから五作業日以内に否定的な決定を行わない場合
(b)臨時経費として必要なものであって、そのような決定が関係国又は加盟国によって委員会に対して通知され、かつ、委員会によって承認された場合
(c)司法、行政又は仲裁上の担保又は判決の対象であり、当該資金、その他の金融資産及び経済資源がその担保又は判決を充足させるために使用され得るものであって、その担保又は判決がこの決議の日よりも前に発効し、委員会によって指定された個人又は団体の利益とならず、かつ、関係国又は加盟国によって委員会に対し通知された場合
13. 加盟国は、上記11の規定に従って凍結された口座に対し、それらの口座に生ずる利子若しくはその他の収入又はそれらの口座がこの決議の規定の対象となる日よりも前に生じた契約、合意若しくは義務に基づいて行われる支払いを加算することを認めることができることを決定する。ただし、そのような利子、その他の収入及び支払いは引き続きこれらの規定の対象であり凍結される。
14. 上記11の規定の措置は、指定された個人又は団体が、そのような個人又は団体のリストへの記載よりも前に締結された契約に基づいて支払いを行うことを妨げるものではないことを決定する。ただし、関係国が、その支払いが上記11の規定に従い指定された個人又は団体により直接的又は間接的に受領されるものではないと決定する場合であって、関係国から委員会に対し、そのような支払いを行い若しくは受領する意図又は適当な場合にはそのために資金、その他の金融資産若しくは経済資源の凍結と解除する意図がその十作業日前までに通知される場合に限る。

渡航禁止

15. 全ての加盟国が、この決議採択後の最初の一年間、下記19の規定に従い設置された委員会によって指定された個人の自国の領域への入国又はその通過を防止するために必要な措置をとることを決定する。ただし、この規定はいかなる国に対しても自国民が自国の領域内に入ることを拒否することを義務付けるものではない。
16. 上記15の規定によって課される措置は、次の場合には適用しないことを決定する。
(a)委員会が、当該渡航は宗教上の義務を含む人道的な必要性に基づき正当化されるということを状況に応じて個別に決定する場合
(b)入国又は通過が訴訟手続の遂行のために必要である場合
(c)委員会が、免除がイエメンにおける平和及び国民和解に資するものであるということを状況に応じて個別に決定する場合
(d)国家が、当該入国又は通過がイエメンにおける平和及び安定を前進させるために必要であるということを状況に応じて個別に決定し、かつ当該国家がその決定を行ってから四十八時間以内に委員会に対し通知する場合

指定基準

17. 上記11及び15の規定は、イエメンの平和、安全又は安定を脅かす活動に関与した又は支援を提供したとして、委員会により指定された個人又は団体に適用することを決定する。
18. 上記17の規定に規定される活動には以下の活動が含まれるが、それに限定されないことを強調する。
(a)ＧＣＣイニシアチブ及び実施メカニズム合意に規定されている、政権移行の成功裏の完了を妨げ又は弱体化させること
(b)暴力又は基礎的なインフラに対する攻撃を通じて、包括的な国民対話会議の最終報告書の成果の実施を妨げること
(c)イエメンにおいて、適用可能な国際人権法若しくは国際人道法に違反する活動又は人権侵害を構成する活動を計画、指示、又は実施すること

制裁委員会

19. 安全保障理事会の仮手続規則の規則28に従って、同理事会の全ての理事国により構成される同理事会の委員会（以下「委員会」という）を設置し、次の任務を遂行することを決定する。
(a)上記11及び15の規定により課された措置の加盟国による実施の強化、促進及び改善の観点から、これらの措置の実施を監視すること。
(b)上記17及び18の規定に示された行為に関与している個人及び団体に関する情報を求め、見直すこと。
(c)上記11及び15の規定により課される措置の対象となる個人及び団体を指定すること。
(d)上記の規定により課される措置の実施を促進するため必要とされる指針を定めること。
(e)安全保障理事会に対し、六十日以内及びその後は委員会により必要と判断される場合には、委員会の作業について報告すること。